



## マリア・モンテッソーリ幼稚園 寄附金募集趣意書

マリア・モンテッソーリ幼稚園

園長 田中ポール

~マリア・モンテッソーリ幼稚園の教育の更なる充実と発展に向けて~

マリア・モンテッソーリ幼稚園(以下「本園」という)は、カトリック・メリノール宣教会会員、元桑名カトリック教会主任司祭マーク・テニエン神父の大きな理解と努力、また桑名市長様はじめ県市当局、地元のご理解とご協力のもと、1962年、カトリック信仰に基づく幼児教育を発足しました。以来、60年以上にわたり「子どもたちの幸せのために」をモットーに保育に邁進しております。地域の皆様のご理解とご支援により、今日に至るまで2800人を超える卒業生を送り出し、各方面で素晴らしい活躍を見せてています。

本園は、これからもキリスト教精神による全人格の形成、モンテッソーリ教育による「自分で考え、自分で行動ができる子供」の育成に推進してまいりますが、より一層の教育環境の充実を図るため皆様からの御寄付を賜りたく、折り入ってお願い申し上げる次第です。

神様の愛のもと、皆様の本園に対する愛を受けとめ「真の人間らしさを育む教育」を今後も実践し、心の拠り所の場所としてあり続けたいと強く願っております。何卒、寄附金募集の趣旨をご理解頂き、ご協力賜りますように重ねて心よりお願い申し上げます。

## 寄付金募集概要

### 1. 寄付金の目的

学校法人聖華学園では、本学における教育活動に対する支援を目的とします。

### 2. 募集期間

随时受け入れさせていただきます。

### 3. 募集の金額

- (1) 個人の寄付金 1口 10,000円
- (2) 法人の寄付金 1口 50,000円

★金額にかかわらずありがとうございます。

### 4. 税制上の優遇措置について

個人の方は所得税法にて、法人の方は法人税法による優遇措置が受けられます。下記にご案内いたします。

#### ■個人の場合

##### ○寄付金控除の内容について

所得税法第78条第2項第3号に基づき、当該年中の寄付金が2,000円を超えた場合は、確定申告することにより、所得の40%を限度として所得の控除が受けられます。ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に、本学園が発行する「寄付金の領収書」と「特定公益増進法人証明書（写）」の2点を添付の上、所轄税務署に確定申告してください。上記書類は、寄付金が本学園に入金され次第お送りいたします。

#### ■法人の場合

##### ○寄付金控除の内容について

法人からの寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入され、法人税法上、以下の2種類の優遇措置のいずれかをお選びいただけます。

###### 【1】特定公益増進法人に対する寄付金

1. 文部科学省の「特定公益増進制度」を利用しての寄付となります。
2. 一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金として算入できます。
3. この寄付金による損金算入は、本学園が発行する「寄付金の領収書」と「特定公益増進法人証明書（写）」2点を添付の上、手続きができます。
4. 上記書類は、寄付金が本学園に入金され次第お送りいたします。

###### 【2】受配者指定寄付金

1. 日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者が指定した学校法人に寄付して頂く制度で、**寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入できます。**
2. 損金算入の手続きには、事業団発行の「寄付金の受領書」が必要となります。
3. 上記書類は、事業団から本学園宛に送付されますので、その後お送りいたします。

### 6. 寄付の申込方法

個人の場合は次ページの「寄付申込書」を本学まで送付いただいた上で、お振り込み下さい。

法人の皆様は振込方法が異なりますので、事前に学校法人聖華学園へご相談ください。

## 寄附申込書

学校法人聖華学園マリア・モンテッソーリ幼稚園の教育・研究設備の整備および教育の充実に充てるための寄附を下記のとおり申し込みます。

年                  月                  日

学校法人 聖華学園  
理事長 田中ポール 殿

記  
(フリガナ) ( )

寄附申込者ご名称 \_\_\_\_\_印  
(法人の場合は、代表者をお書き下さい)

寄附申込者ご住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

寄附金額 金\_\_\_\_\_円

寄附金振込予定日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

銀行口座名 三十三銀行 桑名中央支店 普通預金 1651896  
学校法人聖華学園 理事長 田中ポール

### 【確認事項】

※ 当該寄附により、寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別な利益を受けることはありません。

※ 聖華学園が設置する幼稚園の新入園児またはその保護者より、入園願書受付の開始日から入園年の 12 月末日までに賜ります寄附は、税法上「学校の入学に関する寄附金」とみなされ、原則、税控除の対象となりませんので何卒ご了承ください。この事例に該当する場合は下記の項目にチェックを入れてください。(入園翌年 1 月からは新入生の保護者であっても所得税控除の対象となります。)

□聖華学園が設置する幼稚園の新入園児、または新入園児の保護者であり、入園願書受付開始日から入園年の 12 月末日までの期間の寄附である。

□聖華学園が設置する幼稚園に入園願書を送付した方、またはその保護者であり、入園願書受付開始日から入園年の 12 月末日までの期間の寄附である。

※ 当該寄附が出資目的の寄附である場合、特定公益増進法人に対する寄附金控除等の税制上の措置の対象外となります。この事例に該当する場合は下記の項目にチェックを入れてください。出資目的とは「金銭等の財産を提供して株式や出資持分を取得する行為全般」を指すものです。

□この寄附は聖華学園への出資を目的とした寄附である。

※ お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、聖華学園に対する個人の寄附は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の 1 役員、2 役員と親族関係を有する方、3 役員と特殊の関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合があります。